

准介護福祉士に関するアンケート結果

(株) 福祉新聞社

- ◇実施時期 2007年3月15日(木)～3月26日(月)、計12日間
- ◇対象 介護福祉士養成施設409校の経営者、教員、事務職員
- ◇実施方法 F A Xで送信し、F A Xで回収。1校につき複数回答可
- ◇回答数 167校の計539人(経営者32人、教員457人、事務職員50人)が回答
- ◇アンケート結果の概略

1. 准介護福祉士を創設することに対する考え方

- 賛成 98人(経営者15人、教員65人、事務職員18人)
- 反対 377人(経営者12人、教員334人、事務職員31人)
- どちらでもない・その他 64人(経営者5人、教員58人、事務職員1人)

2. 賛成の理由(複数回答)

- ①介護人材の確保 62人
- ②学生の意欲を高める 54人
- ③入学希望者集めに役立つ 41人
- ④介護福祉士の質の向上につながる 32人
- ⑤その他 10人

(主な自由記述)

- ・現状のままでは閉校する養成施設も出てくる。せめて准介護福祉士の創設により、不安材料を一部でも食い止めたい。
- ・学力の低い学生は段階的に質を向上していくことができる。介護の裾野を広げる意味でも必要。

3. 反対の理由(複数回答)

- ①介護福祉士の質を下げる 330人
- ②学生の意欲を高めない 214人
- ③介護人材の確保にならない 148人
- ④入学希望者集めに役立たない 91人
- ⑤その他 94人

(主な自由記述)

- ・専門学校にはすべて高卒以上の人 coming ののに、准介護福祉士とは失礼だ。
- ・国家試験を課すことや養成施設の意義がなくなる。介護福祉士の質の向上に向けて今まで教員が努力してきたことが無駄になる。

4. どちらでもない・その他とした人の自由記述

- ・人材確保の点では必要と考えるが、介護福祉士と准介護福祉士の扱いがもう少し具体的にならないと問題点が見えてこない。
- ・養成施設への配慮は理解できるが、これでは養成施設そのものの意義が不明確になる。

回答者別の賛否とその理由

	賛成	反対	どちらでもない/その他
経営者(32人)	15人(46.9%)	12人(37.5%)	5人(15.6%)
教員(457人)	65人(14.2%)	334人(73.1%)	58人(12.7%)
事務職員(50人)	18人(36.0%)	31人(62.0%)	1人(2.0%)
合計(539人)	98人(18%)	377人(70%)	64人(12%)

□賛成 □反対 □どちらでもない/その他

	経営者	教員	事務職員	合計	
賛成理由	学生の意欲を高める	9	36	9	54人
	介護人材の確保	12	35	15	62人
	質の向上につながる	5	20	7	32人
	入学希望者集めに役立つ	8	23	10	41人
	その他	3	5	2	10人
反対理由	学生の意欲を高めない	7	189	18	214人
	介護人材の確保にならない	6	135	7	148人
	質を下げる	8	304	18	330人
	入学希望者集めに役立たない	7	69	15	91人
	その他	7	82	5	94人

《賛成した人の自由記述》

●経営者の主な記述

(学生の意欲を高めるとした人の記述)

- ・介護福祉士の格上げを考えてのことと考える。

(介護人材の確保とした人の記述)

- ・学科において成績が伸び悩んでいても、「心」の部分で深い想像力、共感する力を備えている者に、介護の道を閉ざしたくない。再度挑戦するための希望をつなぎたい。

(入学希望者集めに役立つとした人の記述)

- ・少子化の影響で年々入学者が減少している。その上、介護に対する高校生の職業意識がなくなっている現状では、今後閉鎖する学校も出てくると考えられる。准介護福祉士制度で人材確保ができるとは思わないが、せめてこの制度によって少しでも現在の不安材料の一部でも食い止めることができるといい。

(その他)

- ・何もないよりは良い。このままでは養成施設は潰れる。日本介護福祉士養成施設協会もまとまっていない。
- ・養成施設の指定は(卒業時の)介護福祉士取得を前提としている。それを変更するならば、配慮があってもいい。
- ・この保証がなければ間違いなく養成施設に来る学生が減るだろう。学生を保護する上では大事なことだと思う。

●教員の主な記述

(学生の意欲を高めるとした人の記述)

- ・学力の低い学生は段階的に質を向上していくことができる(2人)。

(介護人材の確保とした人の記述)

- ・一にも二にも介護分野の裾野を広げる意味でも必要。

(入学希望者集めに役立つとした人の記述)

- ・介護の勉強を学んだ証として准介護福祉士を得られるならば、親も本人もこの道に進む安心感が得られる。

(その他)

- ・准介護福祉士を名乗ることのできる有効期限を設けるべき(4人)。
- ・国家試験を受験した人のみを准介護福祉士とするべき。
- ・准介護福祉士の合格ラインを設けるべき。
- ・介護福祉士と准介護福祉士の賃金に差を設けることが必須。それなしには質の向上も受験意欲もありえない(2人)。
- ・仕事内容が同じで、給与だけが低いということは働く意欲の低下を招く。
- ・就職内定者への配慮。
- ・ホームヘルパーとの違いやその位置付けを明確にしてほしい。
- ・将来、介護保険等上での介護職員は介護福祉士に限定し、准介護福祉士ではないことが必要。
- ・准介護福祉士は2年制の専門課程の卒業者とし、3～4年制の課程を経た人が介護福祉士の受験資格を得るのが望ましい。高校の福祉科は全廃すべき。
- ・実務経験ルートをなくすならば、准介護福祉士はいらない。
- ・国家試験に不合格になった者が継続して学ぶことのできる環境づくり(講座開設など)を希望する。

(注) 各記述の末にあるカッコ内の数は、同様の趣旨の意見を合計したもの。

《反対した人の自由記述》

●経営者の主な記述

(学生の意欲を高めないとした人の記述)

- ・国家試験導入そのものに反対。国家試験で現場に役立つ人材は育たない。

(介護福祉士の質を下げるとした人の記述)

- ・介護職員関係の資格が乱立し、結果として介護職員の社会的地位、待遇の低下につながる。また、介護福祉士の位置付けが不明確になり、職場が混乱する。
- ・介護福祉士でなければ介護職として働けないようにすることの議論がない。

(入学希望者集めに役立たないとした人の記述)

- ・福祉系高校で1800時間の課程は無理。専門学校にはすべて高卒以上の人が来ているのに、准介護福祉士とは失礼だ。今回の法改正に全面的に日本介護福祉士養成施設協会として反対しているはずだ。

(その他)

- ・3年制にしてもいいので、養成施設卒業者のみに受験資格を与えるべき(2人)。
- ・今回の法改正はそもそも資格を統一するために始まったものであり、全く筋が通らない。

●教員の主な記述

(学生の意欲を高めないとした人の記述)

- ・真摯に勉強する学生のやる気を失わせる馬鹿げた策である。もっと養成施設の教育水準の高さを信用してほしい。
- ・現代の若者気質を考えると、准介護福祉士でもいいと納得し、再度国家試験のための努力をしないように思う。

(介護福祉士の質を下げるとした人の記述)

- ・国家試験を課すことや養成施設の意義がなくなる。介護福祉士の質の向上に向けて今まで教員が努力してきたことが無駄になる(8人)。
- ・結局、介護は誰でもできる仕事という認識になってしまう(5人)。

(人材確保にならないとした人の記述)

- ・人材を確保するには、准介護福祉士を創設するよりも待遇の改善が先決だ。また、准介護福祉士が安上がりな労働力にならないか心配だ(49人)。

(その他)

- ・階層を設けることで混乱が生じ、准看護師と同じ歴史を繰り返す(67人)。
- ・准介護福祉士を設けることの意味・必要性がない(40人：理由＝「不合格者のレッテルを貼ることになるので名乗る人はいない」「不合格者は再度受験すればいい」「介護福祉士は名称独占。介護福祉士でなくても介護の仕事はできる」など)
- ・介護福祉士の受験資格は、養成施設卒業者にのみに与えるべき(8人)。
- ・養成施設ルート以外(実務経験ルート、福祉系高校ルート)の人を准介護福祉士にするべき(4人)。
- ・養成施設卒業者が国家試験を受ける際の合格ラインを低くしてでも、准介護福祉士を作らずに耐えた方がよい(2人)。
- ・実務経験ルートで国家試験が不合格だった人にも同様の措置をとるべき(2人)。
- ・ヘルパー研修修了者と准介護福祉士が同等扱いになるのではないかと(2人)。
- ・同一の法律の中で国家試験合格者に資格を付与し、不合格者にもこれに準ずる資格を付与することは立法学的に問題ないかと(2人)。
- ・養成施設の教育が問われている。試験に合格するような教育をすればいい(1人)。

(注) 各記述の末にあるカッコ内の数は、同様の趣旨の意見を合計したもの。

《どちらでもない・その他とした人の自由記述》

●経営者の主な記述

- ・就職先に介護福祉士と准介護福祉士との格差があるのか不明（2人）。
- ・新しい資格を作っても、待遇が改善されない限り、福祉人材の確保は困難。
- ・目標とするステージのポイント次第である。質と量を同時に追うのは、中途半端にならないか不安。

●教員の主な記述

（よく分からない）

- ・人材確保の点では必要と考えるが、介護福祉士と准介護福祉士の扱いがもう少し具体的にならないと問題点が見えてこない（7人）。
- ・あえて反対するほどでもないが、あまり意味をなさない資格（2人）。
- ・あまりに突然すぎてどう考えてよいか分からない。養成施設にとっては不合格者の対応として安心する部分もあるが、逆に質を落とさないか心配な面もある。

（他のルートとの関係）

- ・福祉系高校の卒業者を准介護福祉士にすべき。
- ・改正後の資格取得ルートのままなら、養成施設は他のルートより得なことは何もない。せめて救われる道はほしい。
- ・実務経験ルートを外して養成施設ルートのみなら賛成。

（養成施設のジレンマ）

- ・養成施設存続対策としての意味はあると思うが、生き残り策を考えてくれるのであれば、現実的・具体的な展開の方向性を出してほしい。
- ・養成施設への配慮は理解できるが、これでは養成施設そのものの意義が不明確になる。
- ・養成施設への配慮と人材確保のための措置と思われるが、国家試験への挑戦意欲が阻害されることになる。
- ・養成施設にとってのメリットは従来に近づけると思うが、すべてのことに矛盾している。
- ・養成施設を卒業した証として設けても良いが、国家資格扱いとすることには疑問を感じる。
- ・養成施設への配慮として数年間のみの措置ならば致し方ない。
- ・養成施設にとっては意義があるが、学生の学習意欲は高まるかどうか。
- ・無資格で卒業すると将来的な不安もある。
- ・新資格を作ると複雑になる。しかし、ホームヘルパーより学習しているのに無資格になるのはおかしい。

（その他）

- ・一長一短である（3人）。
- ・いずれ業務独占にする方向ならば賛成（2人）。
- ・国家試験が無事に通るように、学内授業の充実を図ればよいと思う。
- ・養成施設を卒業した人だけとするのはあまり賛成できない。
- ・介護職員間の階層の強化につながる恐れがあり、慎重な議論が必要。提案そのものがあまりに唐突であり、現場の意向を尊重していない。
- ・准介護福祉士のままでいいとする卒業生の増加が考えられる。5年以内に国家試験を受験しないと准介護福祉士を喪失することとすべき。
- ・介護福祉士の地位が向上するなら賛成だが、国家試験に落ちたフィリピン人介護士のために作られるなら反対。

（注）各記述の末にあるカッコ内の数は、同様の趣旨の意見を合計したもの。